

平成 30 年 2 月 13 日

各事業者団体 宛て

厚生労働省  
国税庁  
中小企業庁

消費税の軽減税率制度の広報・周知等へのご協力をお願い  
(協力依頼)

平素から、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、関係府省庁が連携して軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を推進しているところです。

軽減税率制度は、飲食料品等を取り扱う事業者の方だけでなく、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者の方に関係いたしますので、会員事業者の皆様が円滑に準備を進めて頂くことは、ひいては貴会のご発展にも資するものと存じます。

つきましては、下記の説明会等の開催へのご協力及び周知・広報施策等につきまして、貴団体の格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 説明会等の開催へのご協力

#### (1) 各団体主催の説明会の開催へのご協力

貴団体及び貴団体傘下の各団体におかれては、別紙 1「消費税軽減税率制度等説明会の開催要領」により、事業者の皆様(会員のみでも可)に対する各団体主催の説明会の開催をご検討いただきますよう、お願いいたします。

説明会の開催に当たり、貴団体のご要望に基づき、軽減税率制度や事業者支援措置に関する説明講師を派遣させていただきます。

なお、各都道府県の軽減税率制度実施協議会に参加されている団体におかれては、同協議会の取決めに従って、また、それ以外の団体におかれては、以下の連絡先宛てに別紙 1 次葉「講師派遣申込書」により直接お申込みいただきますようお願いいたします。

[連絡先] 〒100-8916  
東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2  
厚生労働省医政局経済課 担当 篠原、三谷  
電子メール: shinohara-taichi@mhlw.go.jp、mitani-daichi@mhlw.go.jp  
電話番号: 03-3595-2421  
FAX: 03-3507-9041

[参考]

- ・ 軽減税率制度実施協議会（事務局：各都道府県商工会連合会）  
広報・周知や説明会の開催等を効果的に実施していくため、中小企業団体や業種団体と国・都道府県を含めた行政機関等が参加する「消費税軽減税率制度実施協議会」を都道府県単位で組織し、消費税の軽減税率制度や中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する必要な情報の共有を図っています。
- ・ 都道府県商工会連合会（中小企業庁）  
[http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken\\_shokokai.html](http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken_shokokai.html)
- ・ 消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会への講師派遣（中小企業庁）  
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171117zeiritu.htm>

(2) 各団体の総会等における説明へのご協力

国税庁、国税局及び税務署では、事業者団体及びその傘下の各団体の総会や研修会など、事業者の皆様が参加される会議（以下「総会等」という。）においても、団体からのご要望に基づき、職員を派遣し、軽減税率制度の説明（30分程度が望ましいですが、そうでなくとも結構です）を行わせていただきたいと思います。

つきましては、貴団体及び貴団体傘下の各団体（都道府県単位や支部単位）において平成30年6月までに開催を予定している総会等の日程、講師派遣のご要望の有無等につきまして、別紙2「総会等開催予定一覧表」により、上記（1）の連絡先宛にご回答いただきますよう、併せてお願いいたします。

また、説明後、制度理解等に関するアンケートにご協力いただくこともありますので、ご理解方お願いいたします。

なお、講師派遣のご要望をいただかなかった団体に対しても、国税局又は税務署から、総会等での説明に関するご協力やご検討のお願いに伺うこともありますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

2. 説明会の開催日程及び相談窓口の案内へのご協力

貴団体及び傘下の各団体におかれては、会員事業者の皆様に対して、税務署等が開催する説明会の日程〔参考1〕の周知にご協力をお願いいたします。また、傘下の各団体及び会員事業者の皆様から各種の相談等がある場合には、国の相談窓口〔参考2〕をご紹介いただきますよう、お願いいたします。

[参考1：説明会の日程]

- 消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁】  
<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>  
（国税庁のホームページは平成30年3月末に改定を予定しており、改定後は特設サイトのアドレスが変更される可能性があることにご注意ください。）

[参考2：国の相談窓口]

- 軽減税率制度の内容に関する相談【国税庁】
  - ・ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

- 0570-030-456 (ナビダイヤル)  
(受付時間) 9:00~17:00 (土・日・祝除く)
- ・ 最寄り (又は所轄) の税務署 (電話相談センター)  
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択  
(受付時間) 8:30~17:00 (土・日・祝除く)
- レジ導入・システム改修等の支援に関する相談  
軽減税率対策補助金事務局コールセンター【軽減税率対策補助金事務局】  
0570-081-222 (ナビダイヤル)  
03-6627-1317 (IP電話用)  
(受付時間) 9:00~17:00 (土・日・祝除く)
- 消費税の転嫁等に関する相談や軽減税率制度の概要に関する問合わせ  
消費税価格転嫁等総合相談センター【内閣府】  
0570-200-123 (ナビダイヤル)  
(受付時間) 9:00~17:00 (土・日・祝除く)

### 3. 会員事業者に対する周知・広報施策へのご協力

#### (1) インターネットを通じた広報へのご協力

貴団体ホームページにおいて、国のホームページ特設サイトへのリンク・バナーの掲載にご協力をお願いいたします。

[軽減税率制度関係の政府ホームページ特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度 (政府広報オンライン)  
[https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen\\_zeiritsu/index.html](https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/index.html)
- ・ 消費税の軽減税率制度について (国税庁)  
<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>  
(国税庁のホームページは平成30年3月に改定を予定しており、改訂後は当ページのアドレスが変更される可能性があることにご注意ください。)
- ・ 軽減税率対策補助金 (軽減税率対策補助金事務局)  
<http://kzt-hojo.jp/>

#### (2) 会員事業者に対する広報資料配布へのご協力

軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する周知・広報のため、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、関係府省庁が作成した各種パンフレット等の広報資料の配布にご協力をお願いいたします。

[参考]

- ・ 国税庁作成リーフレット「平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」(別紙3)  
国税庁ホームページ (国税庁)  
<https://www.nta.go.jp/>

#### 4. 協力依頼の送付実績及び傘下団体の総会日程の取りまとめへのご協力

今回の協力依頼については、貴団体傘下の各団体（都道府県単位や支部単位）に対しても幅広く送付していただくとともに、以下の取りまとめについてご協力をお願いいたします。

- ① 1（2）で依頼の、傘下団体の総会等の日程把握（別紙2）
- ② 貴団体から送付いただいた傘下団体の把握（別紙4）

①と②につきまして、平成30年3月2日（金）までに、それぞれの様式にご記載の上（①は貴団体自身の総会等の日程も記載の上）、ご提出をお願いいたします。

なお、②については期日までに日程が決まらない場合は、別紙2にその旨記載の上（可能であれば日程が決まる目途も）ご提出いただき、決まり次第ご提出をお願いいたします。

#### 5. その他

軽減税率制度の円滑な実施に向け、事業者の皆様の制度理解等が進んでいることを検証するため、上記1・2の説明会においてアンケートを実施させていただく場合があります。当該アンケートの実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

厚生労働省医政局経済課  
担当：篠原、三谷  
電話番号：03-3595-2421  
FAX：03-3507-9041

メール：shinohara-taichi@mhlw.go.jp、mitani-daichi@mhlw.go.jp

## 消費税軽減税率制度等説明会の開催要領

### 説明会を主催いただきたい団体

- ◇ 貴団体
- ◇ 貴団体の傘下団体（地域ブロックや都道府県単位の連合会、支部など）
  - ※ 市町村単位の傘下団体が多数ある場合には、郡部や税務署管轄区域などの単位で開催いただいても差支えありません。
- ◇ 複数の異なる団体が共同で説明会を開催されても差支えありません。
- ◇ 上記の団体が、他の行政機関（所管省庁（地方支分部局）又は税務署）と共催で説明会を開催されても差支えありません。（ただし、行政機関との共催の場合は、団体に属していない一般の事業者の方もご参加いただけるよう、ご配慮をお願いいたします。）

### 説明会で周知・広報いただきたい内容

- ◇ 消費税軽減税率制度の概要
- ◇ 制度実施に伴って日々の業務（売買取引や経理処理）で対応が必要となる事項、帳簿・請求書等の記載方法、消費税の申告の仕方
- ◇ 軽減税率が適用される飲食料品の取扱いがない事業者や免税事業者でも対応が必要となる事項
- ◇ 中小企業・小規模事業者等を対象とする軽減税率制度対策補助金 など

### 説明会の開催時期・回数

- ◇ 各単位団体において、平成 29 年 4 月から平成 31 年（2019 年）9 月までの間に 1 回以上の開催をお願いいたします。
- ◇ 飲食料品を取り扱う業種団体におかれては、上記期間内に、①基本的な制度、②実務的な内容（製造・卸売・小売等業態に応じた対応など）のそれぞれについて、各 1 回以上の開催をお勧めします（レジ改修やシステム修正に準備期間を要しますので、なるべく早期の開催をお願いいたします。）
- ◇ 説明者は、国税庁等の職員のほか、団体の顧問税理士など専門知識のある方でも構いません。

### 講師派遣のお申込み

- ◇ 各都道府県の軽減税率制度実施協議会に参加されている団体におかれては、同協議会の取決めに従って申込みをお願いいたします。
- ◇ 上記以外の団体におかれては、次葉の申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います（電子メール、FAX 可）。

〒100-8916  
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
厚生労働省医政局経済課 担当 篠原、三谷  
電子メール：shinohara-taichi@mhlw.go.jp、  
mitani-daichi@mhlw.go.jp  
電話番号：03-3595-2421  
FAX：03-3507-9041

#### ご留意いただきたい事項

- ◇ 国税庁（国税局・税務署を含む）では、事業者団体の総会や研修会など、会員事業者の皆様が参加される会議等につきましても、団体のご要望や日程に応じて、職員を派遣し、軽減税率制度の説明をいたしております。  
貴団体において上記の説明会の開催が難しい場合は、この総会等での説明をご利用いただく方法もありますので、是非ご検討いただきますようお願いいたします。
- ◇ 説明会の開催、総会等での説明のいずれも難しい場合は、税務署等が開催する説明会に、会員事業者の皆様をご案内いただくことも可能ですので、その場合は、説明会を開催する税務署を所管する国税局消費税課（沖縄国税事務所間税課）にご相談いただきますようお願いいたします。
- ◇ 説明会を開催された団体（講師派遣の申込みをされた団体を除きます）におかれては、お手数ですが、上記連絡先まで開催実績のご連絡をお願いいたします。
- ◇ この文書が発出される前に、すでに、都道府県ごとの協議会の枠組等を活用し、関係行政機関から説明会の開催依頼等を行っている場合には、重複のお願いとなりますが、あしからずご了承いただきますようお願いいたします。

# 平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率(8%)の対象品目

### 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の  
一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



### 新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的  
事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

## 免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載  
請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



## 帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

### 《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方 (円)
11	30		△△商事様 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事様 11月分 食料品	8% 43,200

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
送〇〇御中		△△商事様
11月分 131,200円(税込み)		平成XX年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
...	...	...
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>  
 【専用ダイヤル】 0570-081-222  
 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
  1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
 【専用ダイヤル】 0570-030-456  
 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）
  2. 電話相談センター  
 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。  
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから  
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの  
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度